

2020年10月吉日

お客様各位

AIゴールド証券株式会社  
代表取締役社長 若林 正俊

## 大阪取引所先物・オプション取引 及び 東京商品取引所商品先物取引における 取引コースの新設及び移行、並びに手数料の制改定について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、大阪取引所先物・オプション取引（以下「OSE取引」）及び東京商品取引所商品先物取引（以下「TOCOM取引」）におきまして、**2020年11月2日（月）付取引の日中立会より**、取引コースの新設及び移行、並びに手数料の制改定を実施しますのでお知らせいたします。

敬具

記

### （1） 取引コースの新設及び移行について

「2Daysトレード」という考え方を導入して、取引コースを従前の2区分から3区分に変更します。

**「2Daysトレード」とは、新規建玉が成立した日を含めて2営業日以内に当該建玉を決済した場合、決済手数料を0円とするもので、「インターネットコース」及び「総合【2Daysトレード】コース」に適用されます。**

2020年11月2日からの取引コース	現行の取引コース
① インターネットコース	① インターネットコース
② 総合【通常】コース	② 総合コース
③ <b>総合【2Daysトレード】コース【新設】</b>	

- ◆ 現在「インターネットコース」でお取引されているお客様は・・・
  - ⇒ 引き続き「インターネットコース」でお取引いただきます。なお、手数料改定に伴い**【2Daysトレード】**の適用があります。
- ◆ 現在「総合コース」でお取引されているお客様は・・・
  - ⇒ 自動的に「総合【通常】コース」に移行します。

### （2） 各取引コースの変更点・特徴について

- ① インターネットコース
  - ・ 「2Daysトレード」の適用があります。
  - ・ 同一銘柄の新規手数料と決済手数料は同一金額に設定されています。
  - ・ 手数料の額は従前のインターネットコースと同じです。
- ② 総合【通常】コース
  - ・ 「日計り取引」の適用があります。（「2Daysトレード」の適用はありません。）
  - ・ 同一銘柄の新規手数料と決済手数料は同一金額に設定されています。
  - ・ 金【標準】の片道手数料を9,900円 → 7,480円に、白金【標準】の片道手数料を5,500円 → 4,950円に、それぞれ引き下げます。
- ③ 総合【2Daysトレード】コース
  - ・ 「2Daysトレード」の適用があります。
  - ・ 金【標準】および白金【標準】以外の銘柄の手数料の額は「総合【通常】コース」と同じです。
  - ・ 金【標準】および白金【標準】のみ、手数料の額が「総合【通常】コース」とは異なっており、かつ新規手数料と決済手数料に差が設けられています。
  - ✚ **金【標準】および白金【標準】の往復手数料は、建玉から2営業日以内に決済した時は「総合【通常】コース」より割安ですが、3営業日以降に決済した時には割高になります。**

(3) 約款の変更について

取引コースの新設及び移行並びに記載内容の明確化等のため、2020年11月1日をもって、OSE取引・TOCOM取引ともに、約款を改定させていただきます。主要変更箇所に関する新旧対照表を同封しますので、お手元にて保管をお願い致します。

(4) 取引コースの変更について

- ◆ 取引コースの変更には、当社所定の書面での手続きが必要となります。
- ◆ 取引コースによって決済手数料が異なる銘柄がある為、建玉を維持したまま取引コースを変更すると、お客様が不利益を被る(別紙記載の往復手数料より割高になる)場合がありますのでご注意ください。
- ◆ TOCOM取引口座につきましては、システムの仕様上、建玉を維持したままでのコース変更は受付できません。

(5) 手数料の制改定について

「総合【2Daysトレード】コース」の新設と合わせて、2020年11月2日の日中立会より手数料を別紙のとおり改定させていただきます。

【ご注意ください】

- ✚ 今般の取引コースの新設及び移行、並びに手数料の制改定に伴い、11月2日(月)付取引の日中立会から新たな手数料が適用されます。このため一部の銘柄については、建玉の決済時期によって決済手数料の額が異なることがあります。

(例) 総合【通常】コースのお客様が現在お持ちの金【標準】の建玉1枚を決済する場合

10/30夜間立会までは 決済手数料 9,900円、 11/2日中立会からは 同 7,480円

- ✚ また10月30日(金)付取引で成立した建玉を11月2日付取引で決済した場合、2Daysトレードに該当するケースとしないケースがあります。今般の変更前後の売買における「日計り」や「2Daysトレード」の適用の有無は下表の通りとなります。

		建玉した取引日			
		10/29	10/30	11/2	
決済する取引日	10/29	日計り			
	10/30	—	日計り		
	11/2	10/30夜間	—	—	日計り
		11/2日中	—	2Daysトレード	日計り・2Daysトレード
	11/4	—	—	2Daysトレード	

網掛け部分は決済時に新手数料が適用されます

【別紙】手数料一覧表：大阪取引所先物・オプション取引及び東京商品取引所商品先物取引  
(2020年11月2日(月)より適用)

(1) 総合【通常】コース

【大阪取引所】

銘柄	片道手数料	往復手数料
金【標準】	7,480円	14,960円
金【ミニ】	1,650円	3,300円
金【限日】	1,320円	2,640円
銀	1,980円	3,960円
白金【標準】	4,950円	9,900円
白金【ミニ・限日】	1,650円	3,300円
パラジウム	3,300円	6,600円
ゴム【RSS3・TSR20】	3,740円	7,480円
小豆	3,190円	6,380円
一般大豆	2,750円	5,500円
とうもろこし	3,740円	7,480円

【東京商品取引所】

銘柄	片道手数料	往復手数料
ガソリン・灯油・原油	4,950円	9,900円
中京ガソリン	1,650円	3,300円

※ 総合【通常】コースに関する注意事項

(注1) 「日計り取引」(後述)に該当した場合、決済手数料はいただきません。

(注2) 受渡手数料は、片道手数料と同額とします。

(注3) 金【限日】及び／又は白金【限日】の取引のみで、一定期間売買がない場合は口座管理料(消費税込み3,300円/年)を頂戴します。

(2) 総合【2Daysトレード】コース (新設)

【大阪取引所】

銘柄	新規手数料	決済手数料	往復手数料
金【標準】	4,400円	15,400円	19,800円
金【ミニ】	1,650円	1,650円	3,300円
金【限日】	1,320円	1,320円	2,640円
銀	1,980円	1,980円	3,960円
白金【標準】	3,300円	7,700円	11,000円
白金【ミニ・限日】	1,650円	1,650円	3,300円
パラジウム	3,300円	3,300円	6,600円
ゴム【RSS3・SR20】	3,740円	3,740円	7,480円
小豆	3,190円	3,190円	6,380円
一般大豆	2,750円	2,750円	5,500円
とうもろこし	3,740円	3,740円	7,480円

## 【東京商品取引所】

銘柄	新規手数料	決済手数料	往復手数料
ガソリン・灯油・原油	4,950 円	4,950 円	9,900 円
中京ガソリン	1,650 円	1,650 円	3,300 円

## ※ 総合【2Days トレード】コースに関する注意事項

(注 1) 「2Days トレード」(後述)に該当した場合、決済手数料はいただきません。

(注 2) 受渡手数料は、決済手数料と同額とします。

(注 3) 金【限日】及び／又は白金【限日】の取引のみで、一定期間売買がない場合は口座管理料(消費税込み 3,300 円/年)を頂戴します。

## (3) インターネットコース

## 【大阪取引所】

銘柄	片道手数料	往復手数料
金【標準】・銀・白金【標準】・パラジウム・ゴム【RSS3・TSR20】・小豆・一般大豆・とうもろこし	561 円	1,122 円
金【ミニ・限日】・白金【ミニ・限日】	341 円	682 円

銘柄	片道手数料	往復手数料
日経 225 先物・日経平均 VI 先物	2,200 円	4,400 円
日経 225 ミニ先物	440 円	880 円
NY ダウ先物	550 円	1,100 円

## 【東京商品取引所】

銘柄	片道手数料	往復手数料
ガソリン・灯油・原油・中京ガソリン	561 円	1,122 円

## ※ インターネットコースに関する注意事項

(注 1) お電話での注文指示や証拠金不足による強制決済など、弊社が注文を代行入力した場合は、代行加算手数料として1枚につき1,100円(税込)が加算されます。

(注 2) 「2Days トレード」に該当した場合、決済手数料はいただきません。但し、株価指数関連銘柄(日経 225 先物、日経平均 VI 先物、日経 225 ミニ先物、NY ダウ先物)には、「日計り取引」及び「2Days トレード」の適用はありません。

(注 3) 受渡手数料は、「総合【通常】コース」の片道手数料と同額とします。

## &lt;全取引コース共通&gt;

- 手数料は全て、1枚あたり消費税込みの金額です。
- 媒介口座をご利用の場合、本紙に記載した手数料のうち、9割が媒介手数料、1割が委託手数料となります。
- 「日計り取引」とは、1取引日の取引時間中に、新規にポジションを建てる取引とそれを決済する取引の両方を行い、当該1取引日中に損益が確定する取引をいいます。
- 「2Days トレード」とは、2取引日の取引時間中に、新規にポジションを建てる取引とそれを決済する取引の両方を行い、当該2取引日中に損益が確定する取引をいいます。

以上

新	旧
<p style="text-align: center;">大阪取引所先物・オプション取引約款</p> <p>前文～第3条（省略）</p> <p>第3条の2（取引コース）</p> <p>お客様は、本取引に係る口座設定の申込に際し、以下の取引コースのうち、いずれか1つを選択するものとする。</p> <p>(1) 総合【<u>通常</u>】コース</p> <p>(2) 総合【<u>2Daysトレード</u>】コース</p> <p>(3) インターネットコース</p> <p>2.～3.（省略）</p> <p>第3条の3～第10条（省略）</p> <p>第11条（注文の制限）</p> <p>次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社はおお客様の注文（仕切り注文を除く。）を受注しないものとする。</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) お客様の実質入金がお客様が定め、当社が認めた入金限度額を超えた状態での新規取引。</p> <p>(3) <u>不足が確定した場合、翌営業日の夜間立会開始から日中立会終了までの新規取引。但し、当該不足金額以上の入金により新規取引の注文制限は解除される。</u></p> <p>第12条～第13条（省略）</p> <p>第14条（証拠金の預託又は返還）</p> <p>（省略）</p> <p>2.お客様が、証拠金を預託する場合、次の通り手続きを行う。</p> <p>(1) 現金の場合は、お客様が当社指定の金融機関口座に振込のうえ、当社が<u>当該振込を確認した後、証拠金の預託に関する処理を行うものとする。</u></p> <p>(2)～(3)（省略）</p> <p>3.～5.（省略）</p> <p>第15条～第17条（省略）</p> <p>第18条（証拠金の追加預託）</p> <p>（省略）</p> <p>2. お客様は、前項の値洗いの結果、取引口座において証拠金不足が発生し、<u>かつ建玉の維持を希望する場合には、翌営業日正午（以下「預託期日」という。）までに当該取引日終了時点で確定した証拠金不足額以上の金額を、当社の定める方法により、取引口座へ追加預託するものとする。</u></p> <p>3. お客様は、第13条第4項による証拠金所要額の変更の結果、取引口座において証拠金不足が発生し、<u>かつ建玉の維持を希望する場合には、預託期日までに当該取引日終了時点で</u></p>	<p style="text-align: center;">大阪取引所先物・オプション取引約款</p> <p>前文～第3条（省略）</p> <p>第3条の2（取引コース）</p> <p>お客様は、本取引に係る口座設定の申込に際し、以下の取引コースのうち、いずれか1つを選択するものとする。</p> <p>(1) 総合コース</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p>(2) インターネットコース</p> <p>2.～3.（省略）</p> <p>第3条の3～第10条（省略）</p> <p>第11条（注文の制限）</p> <p>次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社はおお客様の注文（仕切り注文を除く。）を受注しないものとする。</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) お客様の実質入金がお客様が定め、当社が認めた入金限度額を超えた時点での新規取引。</p> <p>(3) <u>不足請求が行われた日から、翌営業日正午までに不足する金額の入金を確認されるまでの新規取引。</u></p> <p>(4) <u>不足請求が行われた日から、翌営業日正午までに不足する金額の入金をしなかった場合、当該営業日においての新規取引。</u></p> <p>第12条～第13条（省略）</p> <p>第14条（証拠金の預託又は返還）</p> <p>（省略）</p> <p>2.お客様が、証拠金を預託する場合、次の通り手続きを行う。</p> <p>(1) 現金の場合は、お客様が当社指定の<u>振込先金融機関名及び振込金額を当社へ連絡</u>のうえ、当社が<u>お客様連絡の金融機関に対する振込を確認した後、証拠金の預託に関する処理を行うものとする。</u></p> <p>(2)～(3)（省略）</p> <p>3.～5.（省略）</p> <p>第15条～第17条（省略）</p> <p>第18条（証拠金の追加預託）</p> <p>（省略）</p> <p>2. お客様は、前項の値洗いの結果、取引口座において証拠金不足が発生した場合には、翌営業日正午（以下「預託期日」という。）までに当該取引日終了時点で確定した証拠金不足額以上の金額を、当社の定める方法により、取引口座へ追加預託するものとする。</p> <p>3. お客様は、第13条第4項による証拠金所要額の変更の結果、取引口座において証拠金不足が発生した場合には、<u>預託期日までに当該取引日終了時点で確定した証拠金不足額以</u></p>

新	旧
<p>確定した証拠金不足額以上の金額を追加預託するものとする。</p> <p>4.～6. （省略）</p> <p>7. 証拠金の追加預託の要否及びその金額の確認は、お客様が本取引に係るシステムを利用することによって自ら行うものとする。ただし、第3条の2第1項において総合【<u>通常</u>】コース又は総合【<u>2Days トレード</u>】コースを選択したお客様については、<u>当社又は仲介業者</u>より連絡を行うものとする。</p> <p>第19条～第24条 （省略）</p> <p>第25条（手数料と口座管理料）</p> <p>本取引における手数料は、お客様が選択した取引コース毎に適用される額とする。</p> <p>2. 本取引にかかる口座管理料は原則徴収しない。ただし、総合【<u>通常</u>】コース又は総合【<u>2Days トレード</u>】コースを選択されたお客様において、当社が定める期間に売買実績がなく、且つ金限日取引又は白金限日取引のみ取引を継続する口座に対し、口座管理料を徴収するものとする。</p> <p>3. 前項に規定する期間は毎年1月1日から12月31日までとする。</p> <p>第26条（端末の障害）</p> <p>（省略）</p> <p>2. <u>インターネットコースのお客様</u>に前項の障害が発生した場合において、当社は電話による注文を受け付けるものとする。</p> <p>3. （省略）</p> <p>第27条 （省略）</p> <p>第28条（取引報告書）</p> <p>（省略）</p> <p>2. （省略）</p> <p>3. 前2項にかかわらず、第3条の2第1項において総合【<u>標準</u>】コース又は総合【<u>2Days トレード</u>】コースを選択したお客様については、<u>本条第1項(2)に定める書面は郵送により交付する。ただし、お客様の申出があり、前項の条件を満たす場合には、電磁的交付を選択することができる。</u></p> <p>第29条～第33条 （省略）</p> <p>第34条（諸経費）</p> <p>お客様は、当社が別途定める委託手数料、<u>口座管理料</u>、その他の諸経費を支払うものとする。</p> <p>第35条～第40条 （省略）</p> <p>2020年7月27日 施行 2020年10月1日 改定 <u>2020年11月1日 改定</u></p>	<p>上の金額を追加預託するものとする。</p> <p>4.～6. （省略）</p> <p>7. 証拠金の追加預託の要否及びその金額の確認は、お客様が本取引に係るシステムを利用することによって自ら行うものとする。ただし、第3条の2第1項において総合コースを選択したお客様については、<u>担当部署</u>より連絡を行うものとする。</p> <p>第19条～第24条 （省略）</p> <p>第25条（<u>委託</u>手数料と口座管理料）</p> <p>本取引における<u>委託</u>手数料は、お客様が選択した取引コースで適用される額とします。</p> <p>2. 本取引にかかる口座管理料は原則徴収しません。ただし、総合コースを選択されたお客様において、当社が定める期間に売買実績がなく、且つ金限日取引又は白金限日取引のみ取引を継続する口座に対し、口座管理料を徴収するものとする。</p> <p>3. 前項に規定する期間は1月1日から12月31日までとする。</p> <p>第26条（端末の障害）</p> <p>（省略）</p> <p>2. 前項の障害が発生した場合において、当社は電話による注文を受け付けるものとする。</p> <p>3. （省略）</p> <p>第27条 （省略）</p> <p>第28条（取引報告書）</p> <p>（省略）</p> <p>2. （省略）</p> <p>3. 前2項にかかわらず、第3条の2第1項において総合コースを選択したお客様については、<u>郵送による交付を原則とする。ただし、前項の条件を満たすことにより、電磁的交付を選択することができる。</u></p> <p>第29条～第33条 （省略）</p> <p>第34条（諸経費）</p> <p>お客様は、当社が別途定める委託手数料、その他の諸経費を支払うものとする。</p> <p>第35条～第40条 （省略）</p> <p>2020年7月27日 施行 2020年10月1日 改定</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">東京商品取引所 商品先物取引約款</p> <p>前文～第3条 (省 略)</p> <p>第3条の2 (取引コース)</p> <p>お客様は、本取引に係る口座設定の申込に際し、以下の取引コースのうち、いずれか1つを選択するものとする。</p> <p>(1) 総合【<u>通常</u>】コース</p> <p>(2) 総合【<u>2 Days トレード</u>】コース</p> <p>(3) インターネットコース</p> <p>2.～3. (省 略)</p> <p>第3条の3～第10条 (省 略)</p> <p>第11条 (注文の制限)</p> <p>次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社はおお客様の注文 (仕切り注文を除く。) を受注しないものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客様の実質入金が、お客様が定め、当社が認めた投資可能資金額を超えた<u>状態</u>での新規取引。</p> <p>(3) <u>不足が確定した場合、翌営業日の夜間立会から日中立会終了までの新規取引。但し、当該不足金額以上の入金により新規取引の注文制限は解除される。</u></p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>第13条 (証拠金)</p> <p>(省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. お客様が、本取引において、証拠金として充当することができるものは<u>現金のみ</u>とする。</p> <p>4.～5. (省 略)</p> <p>第14条 (証拠金の預託又は返還)</p> <p>(省 略)</p> <p>2. 預託の際は、お客様が当社指定の金融機関に<u>振込</u>のうえ、当社が<u>当該振込を確認</u>した後、証拠金の預託に関する処理を行うものとする。</p> <p>3. ～4. (省 略)</p> <p>第15条～第16条 (省 略)</p> <p>第17条 (証拠金の追加預託)</p> <p>(省 略)</p> <p>2. お客様は、前項の値洗いの結果、取引口座において証拠金不足が発生し、<u>かつ建玉の維持を希望する場合には</u>、翌営業日正午 (以下「預託期日」という。) までに当該取引日終了時点で確定した証拠金不足額以上の金額を、当社の定め</p>	<p style="text-align: center;">東京商品取引所 商品先物取引約款</p> <p>前文～第3条 (省 略)</p> <p>第3条の2 (取引コース)</p> <p>お客様は、本取引に係る口座設定の申込に際し、以下の取引コースのうち、いずれか1つを選択するものとする。</p> <p>(1) 総合コース</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(2) インターネットコース</p> <p>2.～3. (省 略)</p> <p>第3条の3～第10条 (省 略)</p> <p>第11条 (注文の制限)</p> <p>次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社はおお客様の注文 (仕切り注文を除く。) を受注しないものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客様の実質入金が、お客様が定め、当社が認めた投資可能資金額を超えた<u>時点</u>での新規取引。</p> <p>(3) <u>不足請求が行われた日から、翌営業日正午までに不足する金額の入金</u>が確認されるまでの新規取引。</p> <p>(4) <u>不足請求が行われた日から、翌営業日正午までに不足する金額の入金をしなかった場合、当該営業日においての新規取引。</u></p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>第13条 (証拠金)</p> <p>(省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. お客様は、本取引において、<u>現金又は有価証券等を証拠金</u>として充当することができるものとする。</p> <p>4.～5. (省 略)</p> <p>第14条 (証拠金の預託又は返還)</p> <p>(省 略)</p> <p>2. 預託の際は、お客様が当社指定の<u>振込先金融機関名及び振込金額を当社へ連絡</u>のうえ、当社が<u>お客様連絡の金融機関に対する振込を確認</u>した後、証拠金の預託に関する処理を行うものとする。</p> <p>3. ～4. (省 略)</p> <p>第15条～第16条 (省 略)</p> <p>第17条 (証拠金の追加預託)</p> <p>(省 略)</p> <p>2. お客様は、前項の値洗いの結果、取引口座において証拠金不足が発生した場合には、翌営業日正午 (以下「預託期日」という。) までに当該取引日終了時点で確定した証拠金不足額以上の金額を、当社の定める方法により、取引口座</p>

新	旧
<p>る方法により、取引口座へ追加預託するものとする。</p> <p>3. お客様は、第 13 条第 4 項による証拠金所要額の変更の結果、取引口座において証拠金不足が発生し、<u>かつ建玉の維持を希望する場合には、預託期日までに当該取引日終了時点で確定した証拠金不足額以上の金額を追加預託するものとする。</u></p> <p>4.～6. (省 略)</p> <p>7. 証拠金の追加預託の要否及びその金額の確認は、お客様が本取引に係るシステムを利用することによって自ら行うものとする。ただし、第 3 条の 2 第 1 項において総合【<u>通常</u>】コース又は総合【<u>2Days トレード</u>】コースを選択したお客様については、<u>当社又は仲介業者</u>より連絡を行うものとする。</p> <p>第 18 条～第 39 条 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">2020 年 7 月 27 日 施行 2020 年 10 月 1 日 改定 <u>2020 年 11 月 1 日 改定</u></p>	<p>へ追加預託するものとする。</p> <p>3. お客様は、第 13 条第 4 項による証拠金所要額の変更の結果、取引口座において証拠金不足が発生した場合には、預託期日までに当該取引日終了時点で確定した証拠金不足額以上の金額を追加預託するものとする。</p> <p>4.～6. (省 略)</p> <p>7. 証拠金の追加預託の要否及びその金額の確認は、お客様が本取引に係るシステムを利用することによって自ら行うものとする。ただし、第 3 条の 2 第 1 項において総合コースを選択したお客様については、<u>担当部署</u>より連絡を行うものとする。</p> <p>第 18 条～第 39 条 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">2020 年 7 月 27 日 施行 2020 年 10 月 1 日 改定</p>